

運営状況概要書

(公益 1)

法人名 :

公益財団法人 秋田県国際交流協会

設立年月日

平成3年7月1日

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 鈴木 健太	基本財産等	975,254千円	県出資等額及び比率	750,000千円	(76.9%)	所管部課名	企画振興部国際課			
設立目的	県民の国際理解を深め、国際交流活動を促進することにより、様々な国籍や多様な文化的背景を持つ人々が、共に安心して暮らし、地域の活性化を図り、多文化共生のまちづくりを推進することにより、秋田県の国際化に寄与することを目的とする。										
事業概要	外国籍県民のサポート 国際理解の促進・人材育成 国際交流・国際理解・多文化共生等に関する団体の支援及び団体への活動機会の提供 国際交流に関する情報提供 海外諸国との友好交流										
関連法令、県計画	あきた国際化推進プログラム、新秋田元気創造プラン										
役員数 (R7.7.1現在)	理事	監事	評議員	計	職員数 (R7.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		3(1)	1	3	7(1)
	1	6	2		6	1	14	役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。			

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	外国人も安心して生活できる多文化共生社会を推進するため、地域で外国人を支えることのできる人材の掘り起こし及び育成を行う。				
取組	<p>多文化共生人材育成のため、あきた日本語サポーター登録者数を増やすとともに、人材育成に関する各種事業を実施する。</p> <p>【目標】 あきた日本語サポーター登録者数 R 4 年度:93人、R 5 年度:96人、R 6 年度:98人、R 7 年度:100人 多文化共生推進に係る担い手育成研修等の実施回数 R 4 年度:20件、R 5 年度:21件、R 6 年度:22件、R 7 年度:23件</p>				

3 財務

正味財産増減計算書

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
経常収益	38,810	34,359
基本財産・特定資産運用益	25,510	25,510
受取会費・受取寄附金	515	536
受託事業収益	11,022	6,568
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金	1,763	1,745
その他の収益		
経常費用	35,423	32,485
事業費	26,438	22,839
管理費	8,985	9,646
人件費(事業費分含む)	18,578	19,920
当期経常増減額	3,387	1,874
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	3,387	1,874
当期指定正味財産増減額		
当期正味財産増減額合計	3,387	1,874

貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
流動資産	21,315	22,796
固定資産	1,239,707	1,239,635
資産計	1,261,022	1,262,431
流動負債	909	443
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	909	443
指定正味財産	1,201,254	1,201,254
うち基本財産充当額	975,254	975,254
一般正味財産	58,859	60,734
うち基本財産充当額		
正味財産計	1,260,113	1,261,988
負債・正味財産計	1,261,022	1,262,431

<主な経営指標>

項目	令和5年度	令和6年度	増減
経常収支比率 (経常収益 ÷ 経常費用)	109.6%	105.8%	3.8
流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債)	2344.9%	5145.8%	+ 2800.9
自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)	99.9%	100.0%	+ 0.0
有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)			

端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	-

要支給職員なし。

県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

法人名 :

公益財団法人 秋田県国際交流協会

自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況			2 経営状況		
【令和6年度実績】 あきた日本語センター登録者数：146人（前年度：118人、目標：98人） 多文化共生推進に係る担い手育成研修等の実施回数：27件（前年度：26件、目標：22件）			【令和6年度実績】 経常収益：34,359千円（前年度：38,810千円） 経常費用：32,485千円（前年度：35,423千円） 収支決算：1,874千円（前年度：3,387千円）		
【自己評価】 日本語学習支援に関心のある方等を対象としたスキルアップ講座や、小中高生を対象とした異文化理解のためのイベントの開催、職場訪問やインターンシップの希望者の積極的な受け入れなどを行ったことにより、目標を達成した。			【自己評価】 令和6年度の収支決算は、物件費の節減により187万円の黒字となった。 当期も基本財産・特定資産の取り崩しではなく、また、県からの財政的支援や累積債務もない。 財務状況は安定しているが、将来の物価上昇や人件費の増加に備え、今後も継続してコスト管理を行う。		

所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況			2 経営状況		
【所管課評価】 行動計画における目標は3年連続で達成されており、引き続き目標達成に向けた取組を続けていただきたい。			【所管課評価】 財源が安定的に確保されており、出捐金の取崩し、県からの運営費補助及び貸付けは行われておらず、健全な財務状況を維持している。 法人全体の経常収支比率は±5%を超えているものの、公益目的事業会計においては財務3要件を満たしており、健全な財務状況を維持していることも併せ、A評価とする。		

委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	行動計画に定める目標については全て達成しているほか、前年度実績を上回っている状況であることから、公益的事業の安定的実施に努めていると評価できる。

【委員からの提言】

県内大学で進める国際化の動きや労働人口の減少に伴う外国人材の受け入れ、インバウンドの増加など、今後も県内における国際交流のニーズは高まるものと予測される。
このため、同協会が果たす役割は一層大きくなるものと想定されることから、人材育成や支援策の充実等を図るとともに、県民の国際理解はもとより外国人が秋田に愛着を持つような取組の推進についても期待したい。

委員会評価を踏まえた対応方針	
法人の対応方針	所管課の対応方針
○今後も公益的事業の安定的実施と健全な財政状況の維持に努めながら、国際交流のニーズや県内在住外国人の増加を見据えた人材育成や支援策等の強化を図るとともに、外国人と県民との交流や相互理解を促す機会のより一層の創出に取り組み、外国人が暮らしやすい地域づくりに寄与してまいりたい。	今後も安定した法人運営が行われるよう適切な指導監督を行うとともに、県民の国際理解や多文化共生社会への理解促進を図り、今後増加が予想される県内在住外国人が安心して地域で暮らすことができるよう、引き続き協会と連携しながら取組を進める。

法人名 (公財)秋田県国際交流協会

令和 7 年度計算書類等

法人所管課 国際課

公益財団法人秋田県国際交流協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県国際交流協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民の国際理解を深め、国際交流活動を促進することにより、様々な国籍や多様な文化的背景を持つ人々が、ともに安心して暮らし、地域の活性化を図り、多文化共生のまちづくりを推進することにより、秋田県の国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 在住外国人のサポート
- (2) 国際理解の促進・人材育成
- (3) 国際交流・国際理解・多文化共生等に関する団体の支援
- (4) 国際交流・国際理解・多文化共生等に関する団体への活動機会の提供
- (5) 国際化に関する情報提供
- (6) 海外諸国との友好交流
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な次に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会において基本財産とすることを決議した財産
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産

から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理及び運用)

第6条 資産の管理及び運用は、理事長（第22条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が行うものとし、その方法は、理事会の承認を経て、理事長が別に定めるところによる。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 10 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 11 条 この法人に、評議員を 3 名以上置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第14条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 名が議長とともに記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち 1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事及び監事は、再任させることができる。

(役員の解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議

を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法 (公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局 (事務局)

第41条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 前項の事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 賛助会員 (賛助会員)

第42条 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

第12章 補則 (委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長、副理事長及び常務理事は、次に掲げる者とする。
理事長 佐竹 敬久

副理事長 須田 精一

副理事長 相澤 孝

常務理事 高橋 訓之

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩本 孝一

榎本 克彦

今野 庄蔵

柴田 誠

鈴木 亨

高貝 秀子

町田 大輔

5 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

民間企業・団体等の出捐金一覧

(単位:円)

民間企業・団体				民間国際交流団体			
No.	分野	企業名・団体名	金額	No.	分野	団体名	金額
1	金融	(株)秋田銀行	25,000,000	1	国際交流団体	青年海外協力隊秋田県OB会	100,000
2		(株)北都銀行	13,000,000	2		秋田県華道連盟	70,000
3	報道	(株)秋田魁新報社	4,000,000	3		国際ソロップチミスト秋田	70,000
4		(株)秋田放送	3,000,000	4		秋田県国際交流をすすめる女性の会	70,000
5		秋田テレビ(株)	3,000,000	5		秋田ユネスコ協会	70,000
6	医療	(社)秋田県医師会	2,000,000	6		県北報公会	70,000
7		(社)秋田薬剤師会	900,000	7		秋田日独協会	70,000
8	建設	中央建設業協会千秋会	6,000,000	8		日本ユニセフ協会秋田友の会	70,000
9		(社)秋田県建設業協会	5,000,000	9		秋田県国際交流研究会	35,000
10	電力	東北電力(株)秋田支店	5,000,000	10		明日の秋田を創る中国研修友の会	30,000
11	旅行	東日本旅客鉄道(株)秋田支社	1,000,000	11		秋田水墨画協会	20,000
12		近畿日本ツーリスト(株)秋田支店	1,000,000	12		あきた南米交流会	20,000
13		日本通運(株)秋田航空支店	1,000,000	13		日本青年国際交流機構秋田県支部	15,000
14		日本エアサービス(株)秋田営業所	1,000,000	14		IYYホームステイの会	12,000
15		東急観光(株)秋田支店	1,000,000	15		海外事情教育研究会	10,000
16		(株)日本交通公社秋田支店	800,000	16		日中友好文通の会秋田県支部	10,000
17	商工団体	秋田県商工会連合会	1,000,000	17	その他	その他個人	30,000
18	農業団体	秋田県JA五連	4,000,000	国際交流団体・個人出捐金小計(B)			
19	工業	由利工業(株)	10,000,000	民間出捐金合計(A+B)			
20		アキタ電子(株)	1,000,000	海外協会資産引受金			
21		五洋電子工業(株)	1,000,000	各市町村出捐金			
22		アイデックス(株)	1,000,000	秋田県出捐金			
23		東北製紙(株)秋田工業	1,000,000	基本財産合計			
24		小林工業(株)	700,000	975,254,134			
25		アキタ・セキエレクトロニクス(株)	400,000				
26	印刷	秋田印刷製本(株)	1,000,000				
27		秋田協同印刷(株)	600,000				
28		(株)塚田美術印刷	500,000				
29		三戸印刷(株)	300,000				
30		秋田活版印刷(株)	300,000				
31	鉱業	三菱マテリアル(株)秋田精鍊所	700,000				
32		石油資源開発(株)秋田鉱業所	300,000				
33		日本鉱業(株)船川製油所	300,000				
34	その他	(社)秋田造園協会	2,000,000				
企業・団体出捐金小計(A)				98,800,000			

※企業・団体は業種別、民間交流団体は出捐金額順です。

※上記のほかに、特定資産(国際交流・支援基金)として秋田県から5億円の補助金があります。
(資産の一部取崩により令和7年3月31日現在の残高は、2億2600万円です。)

※この他に、特定資産(人材確保・育成積立金)として3,300万円があります。

市町村の出捐金一覧

(単位:円)

No.	市町村名	金額
1	秋田市	32,862,000
2	能代市	7,079,000
3	横手市	11,788,000
4	大館市	9,175,000
5	男鹿市	4,351,000
6	湯沢市	6,369,000
7	鹿角市	4,318,000
8	由利本荘市	9,724,000
9	潟上市	3,409,000
10	大仙市	10,547,000
11	北秋田市	4,752,000
12	にかほ市	3,242,000
13	仙北市	3,697,000
14	小坂町	818,000
15	上小阿仁村	381,000
16	三種町	2,459,000
17	八峰町	1,087,000
18	藤里町	539,000
19	五城目町	1,442,000
20	八郎潟町	830,000
21	井川町	641,000
22	大潟村	335,000
23	美郷町	2,647,000
24	羽後町	2,129,000
25	東成瀬村	380,000
	合 計	125,001,000

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 公益財団法人秋田県国際交流協会

時 点 : 令和7年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	鈴木 健太	秋田県知事
2	副理事長	須田 精一	YURIホールディングス(株)取締役会長
3	副理事長	三浦 力	(株)秋田銀行取締役専務執行役員
4	常務理事	鎌田 雅人	(公財)秋田県国際交流協会事務局長
5	理事	石黒 かほる	秋田県日中友好協会副会長
6	理事	佐々木 司	由利本荘市副市長
7	理事	南谷 佳弘	(大)秋田大学学長
8	監事	清水 宏明	(地独)秋田県立病院機構理事長
9	監事	石上 靖晃	(株)北都銀行執行役員支店統括部長
10	評議員	磯貝 健	(大)国際教養大学副学長
11	評議員	小玉 英子	小玉醸造(株)取締役 海外流通室長
12	評議員	後藤 猛	(大)秋田大学副学長
13	評議員	藤本 恵子	秋田ユネスコ協会会長
14	評議員	水澤 聰	秋田県商工会議所連合会常任幹事
15	評議員	渡部 永和	(株)秋田魁新報社論説副委員長
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和7年度 事業計画

1 多文化共生社会の推進

(1) 外国人相談センターの運営

在住外国人の総合相談窓口として協会内に設置している「外国人相談センター」において、日常の生活相談のほか出入国やDV等に関する専門的な相談について、日本語・中国語・英語・韓国語・タガログ語・ベトナム語で対応する。

対応言語	受付時間
日本語、タガログ語、 ベトナム語	月～金曜日 9：00～17：00
中国語、英語、韓国語	毎週木曜日 13：00～17：00

*タガログ語・ベトナム語は要予約 *緊急時は随時対応

このほか、高度に専門的な相談に対応するため、出入国在留管理局の職員や弁護士による外国人のための専門相談会を開催する。（予約制、年6回開催、相談料・通訳料は無料）

また、市町村や教育機関へ外国人相談センターの周知を行うとともに、よくある相談内容を取りまとめた「外国人そらだんQ&A」を改訂・配付する。

さらに、保健・教育機関からの相談において、言語や文化面での仲介役が必要と判断される案件には、AIA コミュニティサポーター（通訳）を帯同して面談相談に対応するなど、県内の外国人相談体制の充実と強化を図り、外国人が暮らしやすい地域づくりを進める。

(2) 災害時の外国人支援

大規模災害発生時に設置される「災害多言語支援センター」の運営が円滑に行えるよう、日頃より県・市町村の担当や日本語教室、警察、社会福祉協議会等との連絡・協力体制の構築を図る。

また、様々なイベント等において「やさしい日本語」の周知を行うほか、関係者等との連携を図り災害時の外国人支援に対する意識啓発を行う。

(3) 多文化共生を推進する人材の確保

① AIA コミュニティサポーターバンクの運営

在住外国人の支援及び県民の国際理解の推進を図るために、語学力や異文化について理解がある県民等を「AIA コミュニティサポーター」として登録し、通訳・翻訳・文化紹介などの依頼に応じて派遣する。

② AIA ボランティアの確保

秋田県内の大学等に所属する留学生に日本文化や秋田の家庭の日常生活を体

験してもらうための「ホストファミリーボランティア」、日本語での会話力の上達を目指す外国出身者の会話のパートナーとなる「おはなしボランティア」をそれぞれ募集・登録し、派遣やマッチングを行う。

「ホストファミリーボランティア」については、留学生とホストファミリー及びホストファミリー間の交流促進・新規ボランティア登録促進を図るために交流会を実施する。

(4) AIA訪問受入

職場訪問やインターンシップの希望者を受け入れ、児童、生徒、学生、教師等の国際協力、多文化共生社会に対する理解を深める。

(5) 人材育成等

①AIAコミュニティサポーター・ボランティアの研修

AIAコミュニティサポーター及びAIAボランティアを対象に、実践で役立つ通訳・翻訳技術の向上等を目的に研修会を開催する。

②あきた日本語サポーターの登録

地域に暮らす外国人が孤立することなく安全・安心に暮らしていくためには、地域社会との意思疎通に必要な日本語能力を身に着けることが重要なことから、外国人に日本語を教えられる者や日本語教育に関心のある者を「あきた日本語サポーター」として登録し、日本語指導者を必要としている企業や個人とのマッチングを行う。

また、さらなる外国人セーフティネットワークづくりに繋げるため、新たなサポーターの掘り起こしに努める。

(6) 日本語教育支援の充実強化

日本語教育の推進に関する施策を総合的にかつ効果的に推進するため、県が策定した「秋田県日本語教育の推進に関する基本方針」に基づく各種取組を進める。

生活分野における日本教育事業の推進にあたっては、総括コーディネーターを協会内に配置し事業の企画・運営を総合的に行う。

①市町村の実状を把握するための巡回・調査

日本語教室が開催されていない空白地域の市町村を中心に、個別事情を深掘りし、必要な支援は何かを具体的に検討する。

②日本語学習支援に関する情報発信

在住外国人等に日本語学習支援に関する情報を効率的に周知するため、専用ウェブサイトを制作する。

③日本語学習支援者の養成

日本語学習支援者が必要な知識・技能・専門性を養うことのできる講座を開催する。

④日本語教育人材バンクの運用

日本語教育人材の活躍・活用を促進するため、資格や支援経験、研修受講

歴等に基づくランク付けを基準に人材登録を行い、日本語教室、企業、外国人等の依頼に応じてマッチングできるよう、日本語学習支援者の体系的な研修制度と組み合わせた人材バンクの運用方法について検討する。

⑤やさしい日本語の普及・啓発

日本語学習支援の質の向上を図るため、自治体、一般県民、企業等を対象に「やさしい日本語」を学ぶ研修会を開催するとともに、ウェブサイト等広報媒体を活用し周知を図る。

2 民間団体等の活動の活性化

(1) 連携・協力のための情報収集と情報提供

①あきた国際活動民間団体ネットワークの運営

国際交流・国際協力・多文化共生などの活動を行っている団体に、あきた国際活動民間団体ネットワーク「あきたエアネット」への登録を促すとともに、その活動内容を広く県民に知ってもらうため、各登録団体から「あきたエアネット」に提出される活動報告書を、ホームページやFacebookに掲載する。

(2) 助成事業

①あきた国際活動助成金の交付

地域で国際交流、国際協力、国際理解又は多文化共生社会の推進のための活動を行っている民間団体等の活動費の一部を助成することにより、地域に密着した民間団体等の主体的な取り組みを推進する。

3 国際交流に関する情報や機会の提供

(1) 多様な媒体による多言語での情報発信

ホームページやFacebook、Eメール等のネットワーク媒体や情報誌などを活用して、在住外国人に必要な生活情報や制度の改正等の情報を、日本語・中国語・英語・韓国語（情報誌はタガログ語やベトナム語並びにネパール語も）により提供する。

また、協会の活動内容を随時紹介するほか、県内の市町村や国際交流団体が実施するイベントなど、国際交流に関する情報を広く発信する。

(2) 異文化交流スペースの運営管理

協会内に在住外国人と県民が自由に交流できるスペースを設置し、第2・第4木曜日及び隔月の第3土曜日並びに夏季・冬季休み期間中にインターナショナルデーとして、県CIRやコミュニティセンターを活用した交流会を開催するとともに、外国の文化を紹介する企画展示を定期的に行う。

また、ユニセフライブラリー、民族衣装や国旗の貸出を行うほか、Wi-Fi（無線

LAN) 環境の提供を行う。

(3) あきた国際フェスティバル 2025

県民の異文化体験や在住外国人との交流の場を提供するために、県民の誰もが気軽に参加できるフェスティバルを開催する。

国際交流活動団体の活動紹介や外国人等による外国文化紹介ブース、各国のダンスや音楽を楽しむステージパフォーマンス、クイズラリーなど、多くの県民が参加できる多様なプログラムを実施する。

【期日】令和7年10月5日（日）

【場所】秋田拠点センター ALVE きらめき広場

4 諸外国との交流

(1) 中国甘粛省からの技術研修員の受入

本県と友好協定を締結している中国甘粛省から考古学技術研修員を受け入れ、博物館等において研修を行う。また、県内の文化施設を訪問し日本文化を学ぶほか、県民との交流機会を通じて県民の国際理解を促進する。

【受入期間】9月頃～（1ヵ月程度）

【受入人数】1名

【研修場所】県立博物館、埋蔵文化財センター、当協会等

5 業務執行・管理体制の強化

(1) 協会体制の強化

既存事業に加えて日本語教育支援の充実・強化に向けてコーディネート機能など、協会体制の強化が必要となることから、賃金水準の引き上げや研修の実施など職員士気の高揚に努めながら対応を図る。

(2) 協会事業の周知等

県内市町村広報や報道機関を活用して協会の事業内容の紹介を行うほか、各種会議やイベント等において協会の事業に関するPR活動等を行うことにより、協会事業の周知を図る。

また、関係団体等を訪問し、相互の連携・協力体制の構築を図る。

(3) 賛助会員の確保

県内で国際交流事業に取り組んでいる企業や団体等に協会の事業内容等を紹介し、事業の趣旨に賛同する企業等を募る。

収支予算書(損益)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	21,309,065	21,309,013	52	
国債受取利息	14,188,009	14,188,009	0	
地方債受取利息	7,121,000	7,121,000	0	
定期預金受取利息	56	4	52	
特定資産運用益	4,218,969	4,200,973	17,996	
国債受取利息	4,199,680	4,199,680	0	
定期預金受取利息	18,610	634	17,976	
人材確保・育成積立金	679	659	20	
その他の固定資産運用益	1,214	96	1,118	
定期預金受取利息	1,214	96	1,118	
受取会員会費(個人)	503,000	499,000	4,000	
賛助会員会費(団体)	63,000	69,000	△ 6,000	
事業収益	440,000	430,000	10,000	
自主品牌事業収益	13,176,000	7,295,000	5,881,000	
自主研发会受講料	0	0	0	
受託料	13,176,000	7,295,000	5,881,000	
外国人相談センター運営事業	4,949,000	5,336,000	△ 387,000	
甘肃省技術研修員受入事業	1,586,000	1,462,000	124,000	
南米ネットワーク構築事業	0	0	0	
沿海地方専門家受入事業	0	0	0	
多文化共生人材育成事業	0	497,000	△ 497,000	
天津市青少年友好交流事業	0	0	0	
日本語教育環境整備推進事業	6,641,000	0	6,641,000	
取補助金	100,000	1,511,000	△ 1,411,000	
海外移住者支援事業	0	1,411,000	△ 1,411,000	
地域国際化協会連絡協議会助成金	100,000	100,000	0	
県職員互助会公益事業助成金	0	0	0	
受取負担金	200,000	200,000	0	
JICA負担金	200,000	200,000	0	
雜収益	0	0	0	
受取利息	0	0	0	
経常収益計	39,508,248	35,015,082	4,493,166	
(2) 経常費用				
事業費	32,059,000	25,818,000	6,241,000	
給福会旅外通信費	16,054,000	10,834,000	5,220,000	
旅費	3,047,000	2,679,000	368,000	
会議費	66,000	69,000	△ 3,000	
旅費	1,700,000	1,653,000	47,000	
外信通運費	490,000	490,000	0	
搬運費	761,000	676,000	85,000	
搬運費	0	10,000	△ 10,000	
搬却品	80,000	98,000	△ 18,000	
外海減価償耗	618,000	644,000	△ 26,000	
両書材	171,000	154,000	17,000	
図教	107,000	111,000	△ 4,000	
	40,000	30,000	10,000	

法人名 (公財)秋田県国際交流協会

令和 6 年度計算書類等

法人所管課 国際課

財産目録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
預金	普通預金 秋田銀行県庁支店 北都銀行本店	運転資金として	22,435,575
未収金		第4四半期分JICAコピー機使用負担金	331,137
貯蔵品(切手)			7,707
前払費用		公用車リサイクル預託金	11,672
9,770			
流動資産合計			22,795,861
(固定資産)			
基本財産			
投資有価証券	国債 第12回利付国債 第12回利付国債 地方債 第9回東京都債	公益目的等保有財産であり、満期保有目的で保有し、運用益を公益目的事業及び法人運営の財源として使用している。	28,934,781 646,254,134
預金	定期預金 秋田銀行県庁支店		299,840,500
特定資産			224,719
投資有価証券	国債 第12回利付国債 第31回利付国債 第12回利付国債	公益目的等保有財産であり、満期保有目的で保有し、運用益を公益目的事業及び法人運営の財源として使用している。	125,716,639 64,829,686 3,745,866
預金	定期預金 秋田銀行県庁支店 北都銀行本店		18,707,809 13,000,000
積立金	定期預金 秋田銀行県庁支店	人材確保・積立金規程に基づく積立金であり、公益目的等保有財産として保有し、運用益を公益目的事業に使用する。	33,000,000
その他固定資産			
建物	アルミパーテーション ローパーテーション ガラスパーテーション	事務局内の間仕切り等である。	1 31,107 449,151
車両	スズキソリオ	相談コーナー間仕切り 公用車として公益目的事業及び法人運営に使用している。	1
備品	マスコットキャラクターエディ	広告宣伝用として公益目的自主事業に使用している。	1
備品	ポータブル電源	災害により停電した際に外国人支援業務を継続するために使用する。	108,622
預金	定期預金 秋田銀行県庁支店	公益目的等保有財産であり、運用益を法人運営に使用している	4,791,996
固定資産合計			1,239,635,013
資産合計			1,262,430,874
(流動負債)			
未払金		別紙内訳のとおり	99,476
預り金		別紙内訳のとおり	343,509
流動負債合計			442,985
負債合計			442,985
正味財産			1,261,987,889

令和 6 年度事業報告

事業期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

公益財団法人 秋田県国際交流協会

I 主な事業の実績

1 多文化共生社会の推進

1－1 外国籍県民のサポート

協会内に設置している「外国人相談センター」において、在住外国人等の総合相談窓口として、日常の生活相談のほか出入国やDVに関すること等の専門相談を受け付けし、在住外国人の支援を行った。

また、地域外国人相談員や関係機関と連携し、外国人が暮らしやすい地域づくりに向けてネットワークの構築を図ったほか、仙台出入国在留管理局、秋田弁護士会、秋田県行政書士会の協力により無料相談会を開催するなど相談体制の充実に努めた。

(1) 相談窓口の設置

「母語で相談できる」という安心を保障し、個別のニーズに応じた細かな情報提供と、相談者自身の自己決定を前提にした適切な選択肢を提供した。

対応言語	受付時間
日本語、タガログ語、ベトナム語	月～金曜日 9:00～17:00 ※タガログ語、ベトナム語は事前予約制
中国語、英語、韓国語	木曜日 13:00～17:00

【相談受付件数】276件（12頁「令和6年度外国人のための相談実績」参照）

(2) 地域外国人相談員による相談（県受託事業）

県が委嘱している地域外国人相談員と連携して相談体制の充実を図り、外国人が暮らしやすい地域づくりを推進した。その一環として、全県の市町村を対象に地域外国人相談員連絡会議を開催し、関係機関との情報共有を行い、相談体制の強化に努めた。当該会議では、多文化共生推進にかかる先進的な取組を行う自治体から事例を紹介してもらい、各市町村担当者が今後の窓口対応等に活かしていくよう、取組の効果や課題について意見交換を行った。

【活動件数】279件（13頁「令和6年度地域外国人相談員活動報告書（地区別合計）」参照）

【連絡会議開催日時】第1回：令和6年5月27日（月）出席者数 11名

第2回：令和6年12月16日（月）出席者数 33名

第3回：令和7年3月21日（金）出席者数 12名

(3) 災害時の外国人支援

外国人が所属する県内企業、団体等に防災グッズを配布し、外国人の防災意識啓発に努めた。

また、秋田魁新報社が主催したAKITA防災キャンプフェスに在住外国人と共に参加し、「やさしい日本語」の周知活動を行ったほか、様々な自然災害の特徴や備えについてまとめた「外国人のための防災ハンドブック」のタイ語版を新たに発行した。

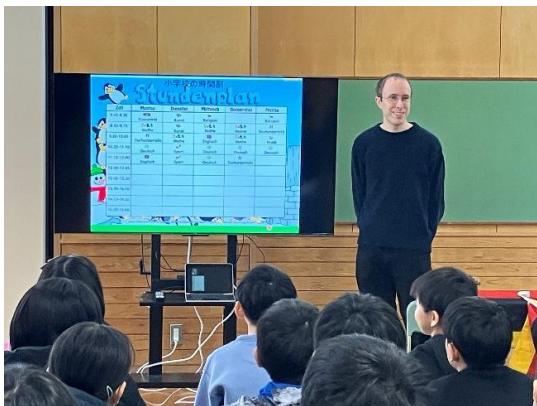
- 防災グッズ配布先：16団体
- A K I T A防災キャンプフェス-AIAブース来場者数：234名

1-2 國際理解の促進・人材育成

(1) AIA サポーター銀行の運営、ボランティアの確保

① AIA コミュニティ サポーターの周知と利用促進

通訳・翻訳による在住外国人のサポート（災害時含む）や、外国の文化を日本語で紹介できる人材を登録し、依頼に応じて派遣した。



ドイツの文化紹介



インドネシアの文化紹介

AIA コミュニティ サポーター 登録者数	192名
通訳・翻訳 登録言語	英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語、ドイツ語、ベトナム語、フランス語、インドネシア語、ロシア語、中国語（台湾）、ネパール語、ポルトガル語、タガログ語、ウクライナ語、クメール語、マレー語、ヒンディー語、モンゴル語、シンハラ語
文化紹介対象 国・地域	アメリカ、インド、インドネシア、ウガンダ、オーストラリア、カナダ、韓国、カンボジア、クロアチア、コロンビア、スコットランド、スリランカ、タイ、台湾、中国、中米、ツバル、ドイツ、ニュージーランド、ネパール、ハンガリー、フィリピン、ブラジル、フランス、ベトナム、ペルー、メキシコ、モザンビーク、モンゴル、ロシア
通訳・翻訳 依頼件数	16件
通訳・翻訳 派遣人数	25名（延べ）
文化紹介 依頼件数	5件
文化紹介 派遣人数	10名（延べ）

② おはなしボランティア、イベントボランティアの募集・紹介

日本語を上達させたい外国出身者の日本語学習をサポートする「おはなしボランティア」及び協会事業をサポートする「イベントボランティア」の募集・登録を行い、活動を希望する依頼者に紹介した。

なお、今年度から「おはなしボランティア」活動依頼フォームをオンライン化し、申込者の利便性向上を図った。

【登録者数】おはなしボランティア 122名、イベントボランティア 70名

【マッチング数】13組

(2) AIA訪問者の受入

職場訪問やインターンシップを希望する者を受け入れ、国際協力、多文化共生に対する理解を深めてもらうとともに、協会の事業内容の周知を図った。

【受入件数】職場訪問：3件、インターンシップ：4件、教員研修：2件

【受入者数】職場訪問：7名、インターンシップ：5名、教員研修：2名

(3) あきたのファミリーの募集・紹介

地域の一般家庭との交流ができるよう、県内で学ぶ留学生と登録ファミリーとのマッチングを行うとともに、新規ファミリー登録の受付を継続した。

なお、今年度から申込フォームをオンライン化し、申込者の利便性向上を図った。

【募集期間】通年 【登録家族数】80件 【マッチング数】9組

(4) 人材育成事業

① AIAコミュニティサポートー対象の研修会

各サポートーやボランティアの活動に役立ててもらうための研修会を開催した。

通訳研修会	目的	通訳技術の向上
	開催日	令和7年3月22日（土） 13:30～16:00
	会場	アトリオン7階 くらしの研修室
	講師	岩田 久美（フリーランス スペイン語通訳者）
	研修内容	○通訳技術訓練法の紹介と実践、通訳ロールプレイ
	参加者数	17名
	目的	翻訳技術の向上
翻訳研修会	開催期間	令和7年2月5日～2月28日（通信添削形式）
	対象言語	英語、中国語、韓国語
	研修内容	[課題]①不受理申出 ②今日からできる食品備蓄；ローリングストックの始め方
	参加者数	14名（延べ）

② 日本語学習支援等

外国人労働者の受入れ増加等を見据えて日本語指導者の確保を図るため、日本語指導ができる方や指導に関心のある方を「あきた日本語サポーター」として登録した。（登録者数：146名）

日本語教育指導者の後継者不足の解消や、質の高い指導人材の確保・育成を目的に、なが東北（山形・岩手・秋田）3大学と各地域の国際交流協会等が連携した「地域日本語教育専門人材養成講座」を実施した。この講座は、学習者のニーズや特性等を理解し、日本語教育に関する知識・技術・教育観を習得させ、地域で暮らす外国人に日本語を教える専門人材の養成を内容としており、本県から参加した9名は全ての科目を修了した。

また、秋田県からの委託により、「あきた日本語サポーター」及び日本語指導に関心のある方、地域において現在、日本語指導を行っている方等を対象に日本語教育の基礎的な知識や指導技術等を身に付けてもらう「日本語学習支援者養成講座」（全4日）を開催した。

【日本語学習支援者養成講座】

◇ 開催期間 令和6年10月19日(土)、26日(土)、11月2日(土)、9日(土)

◇ 講 師 国際教養大学 教 授 左治木 敦子、近藤 裕美子

准教授 堀内 仁

講 師 平田 友香、町田 絵美、高橋 里帆

◇ 概 要

講座名	開催日 ／会場	会場 受講者数	Zoom 受講者数	Youtube 受講者数	受講者数計
「授業に役立つ学習支援のポイント総まとめ」	10月19日(土) 秋田県社会福祉社会館 本館A棟 合同研修室	16	10	29	55
	10月26日(土) 秋田県社会福祉社会館 本館A棟 合同研修室	14	7	20	41
	11月2日(土) 国際教養大学 B棟 B103	17	3	16	36
	11月9日(土) 秋田県社会福祉社会館 本館A棟 第3会議室	21	-	-	21
	合 計	68	20	65	153



2 民間団体等の活動の活性化

2-1 民間団体の育成・支援

(1) あきた国際活動民間団体ネットワークの推進

県内で国際交流や国際協力、多文化共生等の活動を行う団体に対し、「あきた国際活動民間団体ネットワーク」(以下「あきたエアネット」という。)への登録を促すとともに、各団体の活動状況を把握するため、活動報告書を収集した。

また、各団体と連携を取りやすい体制を整え、その活動内容を広く県民に紹介するため、各団体の連絡先や活動内容等を当協会ホームページ上で公開した。

【登録団体数】 71 団体

(2) 活動への助成

① あきた国際活動助成金

県内で国際交流や国際理解、国際協力等の多文化共生に資すると認められる活動を行っている民間団体に対し、申請に基づき、活動経費の一部を助成した。

【交付団体数】 6 団体 (14 頁「令和6年度 AIA 国際活動助成金交付額一覧」参照)

【助成金限度額】 5 万円／団体

【助成金総交付額】 280,000 円

② 海外移住者への支援

南米移住者が組織している各秋田県人会の活動を支援するため、活動費の一部を県の補助金により助成した。

【助成先県人会】

対象国	団体名
ブラジル	ブラジル秋田県人会、アマゾン地域秋田県人会
アルゼンチン	在亜秋田千秋会
パラグアイ	ピラポ秋田県人会

【交付額】 合計 1,395,000 円

2-2 活動機会の提供

(1) あきた国際フェスティバル 2024

普段は交流機会の少ない在住外国人と県民が触れ合い、お互いへの理解を深める機会を創出することを目的に開催しているイベントであり、今年度で 34 回目となった。

秋田駅東口の秋田拠点センター「アルヴェ」きらめき広場を会場に、多くの国・地域を紹介するワールドブースの設置やステージパフォーマンスのほか、幅広い年齢層の県民が来場してくれるよう、キッチンカーの出店やバルーンアート、小学生向けワークショップなどの企画を実施した。

(共催：独立行政法人国際協力機構（JICA）東北支部)

開催日時	令和6年10月6日（日）10:00～16:00
内容	○ステージパフォーマンス スコットランドのバグパイプ演奏、ネパールの民族踊り、 角館の飾山囃子、アフリカのダンス、タイの伝統舞踊、

内
容

コロンビアのラテンダンス、フィリピンのフォークソング、
インドネシア伝統舞踊等



- 世界の文化紹介（23の国・地域）
- 国際交流団体の活動紹介（15団体）
- クイズラリー
- 小学生向けワークショップ（ベトナムのちょうちん作り）
- 国際協力機構（JICA）の活動紹介
- 多文化共生・日本語教育に関するパネル展示
- キッチンカー出店（4店舗）

ブース数	32ブース（国際交流・国際協力団体等）
来場者数	1,190人

3 国際交流の情報や機会の提供

3-1 国際交流情報の提供

(1) ホームページ、Facebook 等の SNS による情報発信・共有

ホームページや Facebook 等の SNS を活用し、迅速な情報発信に努めるとともに、多言語（中国語、韓国語、英語）対応により利用者の利便性向上を図り、県民に国際交流、多文化共生、異文化理解に関する情報を広く提供した。

(2) 異文化交流スペースの運営管理

民族衣装や国旗貸出のほか、外国の文化を紹介する企画展示などを行った。

【民族衣装貸出】4件 【国旗貸出】8件

県民と在住外国人が気軽に交流し、異文化理解が深められるよう、毎月第2、第4木曜日に協会内において「インターナショナルデイ」を開催した。

【延べ参加者数】247名

また、在住外国人と県内の小中高生が気軽に異文化交流できるよう「夏休みインターナショナルデイ」を開催したほか、県北エリアの一般県民を対象に「インターナショナルデイ in 北秋田」を開催した。

夏休みインターナショナルデイ			
開催日	令和6年7月26日(金)～27日(土)		
会 場	アトリオン地下1階 多目的ホールA・B イベント広場		
対 象	小学生～高校生	参加者数	41名
内 容	<ul style="list-style-type: none">○ コロンビア、クロアチア、ベトナム、フィリピン出身者による文化紹介○ 各テーブルに分かれてのゲームや在住外国人との交流、ワークショップ等  		

インターナショナルデイ in 北秋田			
開催日	令和6年12月21日(土) 14:00～16:00		
会 場	北秋田市民ふれあいプラザ コムコム 多目的ホール		
対 象	一般県民	参加者数	28名

<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ アメリカ出身者による文化紹介 ○ 各テーブルに分かれてのゲームや在住外国人との交流   
----------------	--

(3) 生活情報誌「えいあいえい!!!」の発行

秋田で暮らす外国人の生活支援のため、予防接種や冬季の生活に関する情報を掲載した情報誌を、日本語と外国語（中国語、英語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語（27号のみ））を併記して2回発行した。

【発行部数】3,798部（中国語：780部、英語：777部、韓国語：582部、

タガログ語：664部、ベトナム語：664部、

インドネシア語：331部）

【メール通知数】116通（HP掲載先リンク送信）

【発行数】第26号（6月）、第27号（11月）

【内容】子どもと大人の予防接種について

秋田の冬の暮らしについて

【配布先】日本語教室、自治体及び教育機関、

ネットワーク団体、民間集客施設、

県内各大学、賛助会員等



3-2 海外諸国との友好交流

(1) 甘肃省技術研修員の受入（受託事業）

本県と友好関係にある中国甘肃省から研修員を受け入れ、文化財保護技術等について研修を行うとともに、一般県民との交流を通じて国際理解を促進した。

【受入期間】約1ヶ月（9月～10月）

【受入人数】1名

【研修内容】文化財保護技術等に係る業務

【主な研修先】秋田県教育庁生涯学習課



文化財保護室、秋田県立博物館、秋田県埋蔵文化財センター

II 賛助会員に関する事項

(人・団体)

△	令和6年 3月末	入 会	退 会		令和7年 3月末	増 減
			退会届	会費未納等		
個人会員	23	0	0	2	21	△2
団体会員	39	3	1	1	40	1
合 計	62	3	1	3	61	△1

III 理事会・評議員会の開催状況

1 理事会

(1) 第1回理事会（書面開催）

- ・決議があったものとみなされた年月日
令和6年4月19日（金）
- ・決議があったものとみなされた事項
 - ① 評議員会の決議の省略の承認
 - ② 評議員会で決議すべき事項の承認・・・理事及び監事各1名の選任

(2) 第2回理事会

- ・開催年月日 令和6年5月31日（金）
- ・決議事項 ① 令和5年度事業報告の承認
② 令和5年度計算書類等の承認
③ 定時評議員会の招集
- ・報告事項 理事長等の職務の執行状況
- ・出席状況 理事7名中5名出席、監事2名中1名出席

(3) 第3回理事会（書面開催）

- ・決議があったものとみなされた年月日
令和6年7月29日（月）
- ・決議があったものとみなされた事項
 - ① 評議員会の決議の省略の承認
 - ② 評議員会で決議すべき事項の承認・・・評議員2名の選任

(4) 第4回理事会

- ・開催年月日 令和7年3月12日（水）
- ・決議事項 ① 令和7年度事業計画案の承認
② 令和7年度収支予算案の承認
③ 資金調達及び設備投資見込みの承認

- ④ 財務規定の一部改正案の承認
- ⑤ 事務局長選任案の承認
- ・報告事項 ① 会計監査及び立入検査の結果
② 理事長等の職務の執行状況
- ・出席状況 理事7名中4名出席、監事2名中2名出席

2 評議員会

(1) 第1回評議員会（書面開催）

- ・決議があったものとみなされた年月日
令和6年4月30日（火）
- ・決議があったものとみなされた事項
理事及び監事各1名の選任

(2) 第2回評議員会

- ・開催年月日 令和6年6月24日（月）
- ・決議事項 令和5年度計算書類等の承認
- ・報告事項 ① 令和5年度事業報告の承認
② 令和6年度事業計画及び収支予算
- ・出席状況 評議員7名中5名出席、理事2名出席

(3) 第3回評議員会（書面開催）

- ・決議があったものとみなされた年月日
令和6年8月8日（木）
- ・決議があったものとみなされた事項
評議員2名の選任

貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	22,766,712	21,274,377	1,492,335
未収賃金	7,707	8,418	△ 711
貯蔵費	11,672	22,166	△ 10,494
前払費用	9,770	9,770	0
流動資産合計	22,795,861	21,314,731	1,481,130
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	975,029,415	975,010,742	18,673
定期預金	224,719	243,392	△ 18,673
基本財産合計	975,254,134	975,254,134	0
(2) 特定資産			
投資有価証券	194,292,191	194,247,175	45,016
定期預金	31,707,809	31,752,825	△ 45,016
人材確保・育成積立金	33,000,000	33,000,000	0
特定資産合計	259,000,000	259,000,000	0
(3) その他固定資産			
建物	480,259	562,159	△ 81,900
車両	1	1	0
備品	108,623	162,852	△ 54,229
定期預金	4,791,996	4,728,307	63,689
その他固定資産合計	5,380,879	5,453,319	△ 72,440
固定資産合計	1,239,635,013	1,239,707,453	△ 72,440
資産合計	1,262,430,874	1,261,022,184	1,408,690
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払預り金	99,476	470,107	△ 370,631
流動負債合計	343,509	438,479	△ 94,970
負債合計	442,985	908,586	△ 465,601
負債合計	442,985	908,586	△ 465,601
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	1,201,254,134	1,201,254,134	0
(うち基本財産への充当額)	(975,254,134)	(975,254,134)	0
(うち特定資産への充当額)	(226,000,000)	(226,000,000)	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	60,733,755	58,859,464	1,874,291
正味財産合計	(33,000,000)	(33,000,000)	(0)
負債及び正味財産合計	1,261,987,889	1,260,113,598	1,874,291
負債及び正味財産合計	1,262,430,874	1,261,022,184	1,408,690

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基 本 財 産 運 用 益	21,309,013	21,309,014	△ 1
国 債 受 取 利 息	14,188,009	14,188,009	0
地 方 債 受 取 利 息	7,121,000	7,121,000	0
定 期 預 金 受 取 利 息	4	5	△ 1
特 定 資 産 運 用 益	4,200,974	4,200,914	60
国 債 受 取 利 息	4,199,680	4,199,680	0
定 期 預 金 受 取 利 息	634	634	0
人材確保・育成積立金受取利息	660	600	60
そ の 他 資 産 運 用 益	96	95	1
定 期 預 金 受 取 利 息	96	95	1
(秋田銀行定期預金受取利息)	96	95	1
受 取 会 費	536,000	515,000	21,000
贊 助 会 員 会 費 (個 人)	66,000	75,000	△ 9,000
贊 助 会 員 会 費 (團 体)	470,000	440,000	30,000
事 業 収 益	6,568,465	11,022,189	△ 4,453,724
自 主 事 業 収 益	0	0	0
研 修 会 受 講 料 収 益	0	0	0
受 託 料 収 益	6,568,465	11,022,189	△ 4,453,724
外 国 人 相 談 セン ター 運 営 事 業	5,062,030	5,482,474	△ 420,444
甘 肅 省 技 術 研 修 員 受 入 事 業	1,010,335	903,311	107,024
南 米 ネ ッ ト ワ ー ク 構 築 事 業	0	2,531,326	△ 2,531,326
多 分 化 共 生 人 材 育 成 事 業	496,100	496,100	0
ウ ク ラ イ ナ 避 難 民 受 入 支 援 事 業	0	1,608,978	△ 1,608,978
受 取 補 助 金 等	1,538,008	1,557,710	△ 19,702
在 外 県 人 会 受 取 補 助 金	1,411,000	1,411,000	0
地 域 国 際 化 協 会 助 成 金	127,008	146,710	△ 19,702
文 化 庁 助 成 金	0	0	0
秋 田 県 職 員 互 助 会 助 成 金	0	0	0
受 取 寄 付 金	0	0	0
一 般 寄 附 金	0	0	0
受 取 負 担 金	206,734	205,545	1,189
J I C A 負 担 金	206,734	205,545	1,189
雜 収 益	176	2	174
預 金 利 息	176	2	174
雜 収 益	0	0	0
經 常 収 益 計	34,359,466	38,810,469	△ 4,451,003

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
(2) 経常費用			
事 業 費	22,839,446	26,438,214	△ 3,598,768
給 料 手 当 費	10,895,004	9,988,493	906,511
福 利 厚 生 費	2,476,657	2,467,710	8,947
会 議 費	52,264	32,075	20,189
海 外 会 議 費	0	0	0
旅 費 交 通 費	804,435	1,023,722	△ 219,287
海 外 旅 費 交 通 費	220,200	1,179,770	△ 959,570
通 信 運 搬 費	507,535	533,531	△ 25,996
海 外 通 信 運 搬 費	0	0	0
減 價 償 却 費	97,573	124,647	△ 27,074
消 耗 品 費	475,046	1,301,273	△ 826,227
車 刷 製 本 費	121,979	167,003	△ 45,024
印 刷 製 本 費	824,319	506,155	318,164
使 用 貸 借 料	1,031,050	1,461,889	△ 430,839
海 外 使 用 貸 借 料	0	0	0
保 国 陰 書 費	57,005	118,245	△ 61,240
諸 海 謝 金	70,560	44,800	25,760
教 外 諸 謝 金	2,243,900	2,324,500	△ 80,600
助 動 成 助 金	280,000	450,812	△ 170,812
活 動 补 助 金	105,700	317,800	△ 212,100
海 外 活 動 补 助 金	1,395,000	1,395,000	0
支 払 助 成 金	0	1,358,850	△ 1,358,850
委 諸 税 公 課 金	945,758	1,362,389	△ 416,631
諸 租 税 諸 税 金	137,121	156,624	△ 19,503
租 海 外 諸 税 金	5,830	51,270	△ 45,440
雜 税 金	30,000	24,000	6,000
管 理 費	62,510	47,656	14,854
給 料 手 当 費	9,645,729	8,984,962	660,767
福 利 厚 生 費	5,391,744	4,996,561	395,183
会 議 費	1,156,278	1,124,960	31,318
旅 費 交 通 費	98,608	67,604	31,004
通 信 運 搬 費	180,760	123,183	57,577
減 價 償 却 費	84,222	83,208	1,014
消 耗 品 費	38,556	38,556	0
車 刷 製 本 費	85,051	26,926	58,125
印 刷 製 本 費	20,953	28,687	△ 7,734
使 用 貸 借 料	10,910	62,680	△ 51,770
國 諸 謝 金	1,840,413	1,708,236	132,177
租 税 公 課 金	0	0	0
	406,000	396,000	10,000
	36,800	37,200	△ 400

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
支 払 負 担 金	226,900	226,900	0
諸 経 費	68,534	64,261	4,273
経 常 費 用 計	32,485,175	35,423,176	△ 2,938,001
評価損益等調整前当期経常増減	1,874,291	3,387,293	△ 1,513,002
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,874,291	3,387,293	△ 1,513,002
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,874,291	3,387,293	△ 1,513,002
一般正味財産期首残高	58,859,464	55,472,171	3,387,293
一般正味財産期末残高	60,733,755	58,859,464	1,874,291
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	21,309,013	21,309,014	△ 1
国債受取利息	14,180,336	14,180,336	0
地方債受取利息	7,110,000	7,110,000	0
定期預金受取利息	4	5	△ 1
基本財産受取利息(償却分)	18,673	18,673	0
特定資産運用益	4,200,974	4,200,914	60
国債受取利息	4,154,664	4,154,664	0
定期預金受取利息	634	634	0
人材確保・育成積立金受取利息	660	600	60
特定資産受取利息(償却分)	45,016	45,016	0
一般正味財産への振替額	25,509,987	25,509,928	59
一般正味財産への振替額	25,509,987	25,509,928	59
受取利息	25,509,987	25,509,928	59
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,201,254,134	1,201,254,134	0
指定正味財産期末残高	1,201,254,134	1,201,254,134	0
III 正味財産期末残高	1,261,987,889	1,260,113,598	1,874,291